

## 令和7年度 第10回大島町農業委員会総会議事録

令和7年度定例大島町農業委員会が、令和8年1月26日（月）午前10時より大島町役場3階第3会議室にて開催された。

## 1、農業委員会委員は、次の通り

- |         |        |         |        |         |
|---------|--------|---------|--------|---------|
| 1、山本政一  | 2、笠間隆夫 | 3、五十嵐初代 | 4、島村春彦 | 5、三田一也  |
| 6、中拂晶   | 7、鎌原道夫 | 8、向山吉昭  | 9、中山定彦 | 10、新保鐵雄 |
| 11、中村富長 |        |         |        |         |

## 2、農地利用最適化推進委員は、次の通り

- 1、澤田波夫

## 3、欠席委員(農業委員・農地利用最適化推進委員)

農業委員 1、山本政一 9、中山定彦 推進委員 欠席無し

## 4、出席職員は次の通り

坂上智彦 産業課長  
山田貴訓 農業係長  
河西健知 主事

## 5、付議された案件

- 日程第1：農地の権利移動の許可について  
日程第2：その他

## 6、本日の書記は次の通り

河西健知 主事

中拂議長 それでは令和7年度第10回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は11名中9名、欠席委員は2名で定足数に達しておりますので総会は成立しております。なお推進委員の方は1名中1名参加していただいております。ありがとうございます。それでは本日の日程につきましてお諮りいたします。お手元に配付している日程表の通りといたしますが、ご異議ございませんか。

(～異議なしの声 多数～)

中拂議長 ありがとうございます。異議なしと認めます。大島町農業委員会規則第41条に規定する議事録署名委員は8番委員と3番委員にお願いします。なお本日の会議書記には事務局の河西氏を指名いたします。それでは、日程第1「農地の権利移動の許可について」について議案第14号上程いたします。事務局より説明お願いいたします。

事務局（河西）はい、それでは議案第14号をご説明いたします。申請人及び譲受人は□□▲▲番▲▲、○○、▲▲歳。譲渡人は□□▲丁目▲▲番▲号、○○、▲▲歳でございます。申請事由ですが、譲受人である○○は、譲渡人である○○より申請地を有償にて取得し、アシタバを栽培する農地として利用したいというものです。営農状況といたしまして、常時従事者▲名です。労力状況につきましては、労働力、男▲名。既存の農業機械等は耕運機1台です。5ページをご覧くださいますと、申請地への案内図となっております。申請地は、□□か□□へ▲▲m程進んだところ位置します。説明は以上です。

中拂議長 ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から補足説明等ございましたらお願いいたします

鎌原委員 はい。

中拂議長 はい。7番

鎌原委員 はい。先日、現地行ってきまして、もともと□□の跡地なんで、地面は固いんですけど、今ここに耕運機って書いてあるんですけど、硬かったら機械など使って耕したいっていうことで、アシタバの他にサンキライとか周りに植えて、あとは防風林として樺の木を植林するというので大変意欲のある感じですよ。草も周りしか生えていないんで、すぐ耕せばできるような状況です。以上です。

中拂議長 ありがとうございます。ただいまの事務局説明地区担当委員からの説明について発言のある方、挙手をお願いいたします。

（全員 挙手なし）

中拂議長 その他、ご意見はございますか。よろしいですか。それでは採決いたします。日程第1、議案第14号「農地の権利移動の許可」について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

中拂議長 全員賛成ですので、議案第14号については、原案のとおり承認いたします。続きまして日程第1、「農地の権利移動の許可について」について議案第15号上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局（河西）はい、それでは議案第15号をご説明いたします。申請人及び譲受人は□□、○○、▲▲歳。譲渡人は□□▲▲番地▲、○○、▲▲歳。申請地は、□□▲▲番▲でございます。申請事由ですが、譲受人である○○は、譲渡人である○○より申請地を無償にて取得し、ゆずを栽培する農地として利用したいというものです。営農状況といたしまして、常時従事者▲名です。労力状況につきましては、労働力、男▲名女▲名。既存の農業機械等は草刈機2台、耕運機1台です。8ページをご覧くださいますと、申請地への案内図となっております。申請地は、□□から□□へ▲▲m程進んだところに位置します。説明は以上です。

中拂議長 ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から補足説明等ございましたらお願いいたします

向山委員 はい。

中拂議長 はい。8番。

- 向山委員 はい。それでは補足説明をいたします。令和8年1月20日火曜日、地元委員、中村さん、澤田さん、私、事務局河西さん申請者の〇〇さん5名にて、現地調査いたしました。その結果3委員とも申請通り異議なしと認めましたので、各委員の方々にも不耕作地解消のためにもよろしく願いいたします。申請地内は更地で綺麗になっております。北側はツバキの木の大木に覆われる防風林となっています。申請地は□□、この地域全体はほとんど□□です。申請地は平たんで日照時間も長く海岸から離れており塩害の問題も考えられません。近隣への雨水土砂流出も土手ブロックのため考えられません。水道は家庭用水道が完備されています。作物はゆずを予定しています。場所は先ほど事務局の説明した通りです。以上、補足説明は終わります。
- 中拂議長 ありがとうございます。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方、挙手をお願いいたします。
- 笠間委員 はい。
- 中拂議長 はい。2番。
- 笠間委員 この持ち分の▲▲ってというのは、地籍図上分けてある？
- 事務局（河西） 登記簿に1つの土地に対して▲人の共有者がいて▲▲ずつ持っているという意味です。
- 笠間委員 わかりました。
- 中拂議長 その他、ご意見はございますか。よろしいですか。それでは採決いたします。日程第1、議案第15号「農地の権利移動の許可」について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
- （8名 挙手）
- 中拂議長 賛成多数ですので、議案第15号については、原案のとおり承認いたします。続きます日程第1、「農地の権利移動の許可について」について議案第16号上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局（河西） はい、それでは議案第16号をご説明いたします。申請人及び譲受人は□□、〇〇、▲▲歳。譲渡人は□□▲▲番地▲、〇〇、▲▲歳。□□▲、〇〇、▲▲歳。申請地は、□□▲▲番▲でございます。申請事由ですが、譲受人である〇〇は、譲渡人である〇〇他1名より申請地を無償にて取得し、ゆずを栽培する農地として利用したいというものです。営農状況といたしまして、常時従事者▲名です。労力状況につきましては、労働力、男▲名女▲名。既存の農業機械等は草刈機2台、耕運機1台です。11ページをご覧くださいと、申請地への案内図となっております。申請地は、□□から□□へ▲▲m程進んだところに位置します。説明は以上です。
- 中拂議長 ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から補足説明等ございましたらお願いいたします
- 向山委員 はい。
- 中拂議長 はい。8番
- 向山委員 はい。先ほどの15号と同じ説明通りなんすけど、こちら筆は隣接しておりまして、譲り渡し人が▲名、〇〇さんと〇〇さんです。この人達から〇〇さんの方に無償で渡すということで、作物はゆず。そのままですと不耕作地になってしまいますので、皆さんよろしく願います。以上です。

中拂議長 ありがとうございます。ただいまの事務局説明地区担当委員からの説明について発言のある方、挙手をお願いいたします。

(全員 挙手なし)

中拂議長 よろしいですか。それでは採決いたします。日程第1、議案第16号「農地の権利移動の許可」について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

中拂議長 全員賛成ですので、議案第16号については、原案のとおり承認いたします。続きまして日程第1、「農地の権利移動の許可について」について議案第17号上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局(河西) はい、それでは議案第17号をご説明いたします。申請人及び譲受人は□□、○○、▲▲歳。譲渡人は□□▲▲番地▲、○○、▲▲歳。申請地は、□□▲▲番▲、▲、▲、▲、▲、▲▲番▲でございます。申請事由ですが、譲受人である○○は、譲渡人である○○より申請地を無償にて取得し、ゆずを栽培する農地として利用したいというものです。営農状況といたしまして、常時従事者▲名です。労力状況につきましては、労働力、男▲名女▲名。既存の農業機械等は草刈機2台、耕運機1台です。14ページをご覧くださいますと、申請地への案内図となっております。申請地は、□□から□□へ▲▲m程進んだところ位置します。説明は以上です。

中拂議長 ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から補足説明等ございましたらお願いいたします

向山委員 はい。

中拂議長 はい。8番

向山委員 はい。議案17号について補足説明をいたします。先ほどの方々で現地調査いたしました。その結果、申請通り異議なしと認めましたので、各委員の方々も不耕作地解消のためによりしくお願いいたします。申請地は□□で、□□すべて□□、そして段々畑になっている。また森林、ジャングルになっていますが少しずつ手入れして作付けしようと、そういうことですのでよろしくお願い致します。以上補足説明を終わります。

中拂議長 ありがとうございます。ただいまの事務局説明地区担当委員からの説明について発言のある方、挙手をお願いいたします。

笠間委員 はい。

中拂議長 はい。2番

笠間委員 この人それなりに農業やっている人なの？

向山委員 家庭菜園やっている。

笠間委員 わかりました。

中拂議長 その他、ご意見はございますか。よろしいですか。それでは採決いたします。日程第1、議案第17号「農地の権利移動の許可」について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

中拂議長 全員賛成ですので、議案第17号については、原案のとおり承認いたします。続きまして日程第2「その他」についてですが、事務局から何かありますか？

(事務局 なし)

中拂議長 その他ご意見はございますか？特にないようですので、これもちまして第10回大島町農業委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

この会議録は書記が調製したもので、その内容については相違ないことを認め署名する。

大島町農業委員会

委員

大島町農業委員会

委員